

議員提出意見書案第 8 号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀
川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 2 項の規定
により提出します。

平成 27 年 10 月 28 日

総務常任委員長 大 倉 雅 志

須賀川市議会議長 広 瀬 吉 彦 様

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護等の社会保障及び被災地の復興、環境対策、地域交通の維持等その果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定等の新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員を始め、人材が減少する中で、新たなニーズへの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

しかし、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化を図るため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減に向けた議論が進められている。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活及び地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要である。

このため、政府に下記の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減少対策等、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援制度、介護保険制度や国民健康保険制度の見直し等の急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 復興交付金、震災復興特別交付税等の復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢

調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないよう、地方交付税算定の在り方を検討すること。

- 4 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止等各種税制の廃止及び減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を始め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。また、償却資産に係る固定資産税及びゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
- 5 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策等の経常的に必要な経費に振り替えること。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化等の対策をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 月 日

福島県須賀川市議会議長 広瀬吉彦

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

宛

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

経済産業大臣

地方創生担当大臣

議員提出意見書案第9号

政府による米価対策を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第2項の規定により提出します。

平成27年10月28日

生活産業常任委員長 関根保良

須賀川市議会議長 広瀬吉彦 様

政府による米価対策を求める意見書

5月まで下がり続けた2014年産米の相対価格は、6月は若干上がったものの、農家の手取りは8,000円代であり、労賃はもとより、物財費さえ確保できない水準となっている。その原因は6月末の民間在庫が230万トンと昨年よりも10万トンも多いなど、過剰基調にあることは明らかである。

そして、2015年産の早場米のJA概算金は、昨年より300円から1,200円の値上げにとどまっている。このような価格では、どんな経営努力をしても経営は維持できず、そのしわ寄せが、大規模経営、集落営農組織等の担い手層の経営を直撃し、規模拡大どころか借地の返却と離農が同時に進むことになりかねない状況にある。しかも、政府が米直接支払交付金を半減し、「米価変動補填交付金」を廃止したことにより、稲作農家に二重三重の経営困難をもたらしている。

そして、重大なのは現状のまま推移すれば、昨秋の二の舞になりかねない状況にあることである。

政府は、多くの農家や関係者の米価対策を求める世論に押されて融資、コスト削減への助成等を打ち出しているが、需給については「市場任せ」を公言し、米価暴落の抜本対策を打ち出さずにいる。さらに、政府の2018年産米からの生産調整廃止方針により、需給と価格は一層不安定なものになろうとしている。

こうした状況の中で、国内では主食用米から40万トンも飼料用米に転換し、需給の安定に努力している。それにもかかわらず、TPP交渉において、米国産米・豪州産米の特別輸入枠が大筋合意されたとの報道は、国内生産者の米価暴落に対する将来不安を助長させるとともに、離農者及び耕作放棄地を増加させ、国内農業の衰退を招くものである。

今こそ、米の需給対策を放棄する方針を撤回し、政府が需給と価格の安定に責任を持つ米政策を確立することが、強く求められている。

よって、今後の米価対策について下記事項に取り組むよう強く求める。

記

- 1 政府が過剰米の市場隔離を官民あげて実施し、米穀の需給調整に直ちに乗り出し、需給と価格の安定に責任をもつ米政策を確立すること。
- 2 米直接支払交付金の半減措置及び米価変動補填交付金の廃止を撤回し、農家の経営安定対策を図ること。
- 3 2018年産米からの生産調整廃止方針を撤回すること。
- 4 TPP交渉における米国産米・豪州産米の輸入特別枠の合意を直ちに撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 月 日

福島県須賀川市議会議長 広瀬吉彦

衆議院議長

参議院議長

宛

内閣総理大臣

農林水産大臣